

中央会 **Monthly** ・Tochigi・

2020

5

vol.624

特集

1▶4P

新型コロナウイルス関連
中小企業向け施策の概要



5P 中央会からのお知らせ

▶令和2年度 取引力強化推進事業の募集について

6~7P 情報連絡員報告 (令和2年3月分)

▶グラフと概況/業界の声

8~9P 組合インタビュー「この人に聞く」

▶第14回：栃木県安全施設業協同組合
磯 明雄理事長

10P 施策情報

▶令和2年度 新商品等調達・販路開拓支援事業の募集
について

11~12P チェックポイント (拡大版)

▶新型コロナウイルス感染対策の現状で振り返る総会・理事会
運営のポイントについて

栃木県中小企業団体中央会

栃木県宇都宮市中央3-1-4 (栃木県産業会館3階)

TEL 028-635-2300 / FAX 028-635-2302 / URL : <http://www.tck.or.jp>

栃木県中小企業団体中央会はFacebookを利用しています。「栃木県中央会Facebook」で検索してください!

◇コミュニティビジネス支援センター◇

◇官公需総合相談センター◇



新型コロナ関連中小企業向け支援策の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者の皆様を支援するため、国、県、市町によって各種中小企業向けの支援策が講じられています。今回はその中から一部主なものをピックアップし概要を取りまとめました。それぞれ最新の情報はそれぞれのホームページで確認いただくか、直接担当窓口までお問い合わせください。

1. 経済産業省関連

新型コロナ対策 特設サイト
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。

【給付額】法人は200万円、個人事業者は100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限。

【主な要件】ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

【お問合せ先】持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570

新型コロナウイルス感染症特別貸付/生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化を実現。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後3年間は0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【主な融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来した方

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内

※金利は信用力や担保の有無にかかわらず一律

【お問合せ先】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

商工中金による危機対応融資

「特別利子補給制度」併用することで実質的な無利子化を実現。商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施。

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後3年間は0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【お問合せ先】商工組合中央金庫 相談窓口 ☎0120-542-711

宇都宮支店 ☎028-633-8191 足利支店 ☎0284-21-7131

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業の3つの補助事業。今回、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠※」を設定。

①「ものづくり・商業・サービス補助金」

～新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小2/3、小規模2/3

②「持続化補助金」～小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：2/3

③「IT導入補助金」～ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】 補助上限：30～450万円 補助率：2/3

※ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象に追加。

■特別枠の申請要件（3つの補助事業に共通）

【申請要件】補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

A：サプライチェーンの毀損への対応

（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

C：テレワーク環境の整備

（例：WEB会議システム、PC等を含むシンククライアントシステムの導入）

なお、「通常枠」でも新型コロナウイルス感染症で影響を受けていることを条件に、優先的に採択する措置が講じられる場合があります。

■影響を受けた事業者の優先採択措置【通常枠】

①ものづくり補助：特別枠で採択されなかった事業者は、通常枠で再度審査その際は、加点措置を講じる

②持続化補助：感染症の影響によって売上が減少した事業者等を審査において加点

③IT導入補助：テレワークの導入に取り組む場合は、審査において加点

【ものづくり補助金 事務局】※原則メール対応となります。

○公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

○電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

【持続化補助金 お問合せ先】

○全国商工会連合会 ☎03-6670-2540

○日本商工会議所 ☎03-6447-2389

【IT導入補助金 お問合せ先】

○一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

☎0570-666-424

もの補助事務局



雇用調整助成金の特例措置

～新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置～

【特例の対象となる事業者】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の主な内容】

- ・休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ・解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10、大企業3/4）
- ・教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
- ・その他 受給要件の大幅緩和
- ・事後提出可能、申請書類簡素化など

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局またはハローワーク

※当助成金については、一定の要件を満たす場合、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とするなど、更なる拡充が公表されています。（4月25日発表）



2. 栃木県独自の支援策

栃木県 特設サイト
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>



新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて休業に御協力頂いた事業者に対し協力金を支給。

【支給対象】4月21日(火)から5月6日(水)まで休業した、県内で営業する事業者。

（ホテル又は旅館については、4月28日(火)から5月6日(水)までの休業）

【対象施設】

支給対象となる施設の具体例

1 特措法による要請を行う施設

| 施設の種類 | 内訳 |
|----------|--|
| ①遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外車券売場、ライブハウス 等 |
| ②劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 |
| ③集会・展示施設 | 集会場、公会堂、展示場 |
| ④運動・遊技施設 | 体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等 |
| ⑤文教施設 | 学校（大学等を除く。） |

2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の施設は協力依頼）

| 施設の種類 | 内訳 |
|----------|---|
| ①大学・学習塾等 | 大学・専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 |
| ②博物館等 | 博物館、美術館、図書館 |
| ③商業施設 | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 |
| ④ホテル又は旅館 | ホテル又は旅館（行楽を主目的とする宿泊に係る事業又は集会の用に供する部分に限る。） |

※飲食業等の食事提供施設については、自主的に休業した場合に本協力の対象とします。

【支給額】1事業者10万円、最高30万円

（事業所賃借あり10万円加算、複数事業所賃借ありはさらに10万円加算）

【申請方法】インターネット又は郵送

【受付期間】5月7日(木)～6月30日(火)（消印有効）

【お問合せ先】新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター ☎028-680-7145

栃木県
協力金HP



3. 市町独自の支援策

4月末時点で公表されている支援策の中から一部を紹介いたします。

■宇都宮市

企業等応援助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する助成金で、国の「持続化給付金」申請開始までのつなぎ支援を行うとともに、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者を支援します。

【対象者】中小・小規模事業者（資本金10億円未満）、個人事業主

◎「持続化給付金」までの「つなぎ」支援

【支援要件】売上が前年同月比50%以上減少した事業者

【助成上限額】法人10万円 個人事業主5万円

【申請期間】4月24日から国「持続化給付金」申請開始前日まで

◎「持続化給付金」対象外事業者への支援

【支援要件】売上が前年同月比20%以上50%未満減少した事業者

【助成上限額】法人 30%以上50%未満50万円 20%以上30%未満25万円

個人事業主 5万円 30%以上50%未満25万円 20%以上30%未満12万5千円

【申請期間】4月24日から12月28日まで

（ご注意）・企業等応援助成金は、1事業者につき、1回限りの申請となります。

・国の「持続化給付金」の支給を受けた後で市の助成金には申請できません。ただし、市の助成金の支給を受けた後で国の「持続化給付金」に申請することは可能です。

【お問合せ先】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター

☎028-632-5209（平日午前9時から午後5時まで）



企業等応援
助成金



新業態開拓
補助金

新業態開拓等支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に影響のあった事業者に対して、当面の売上の維持や減少幅の縮小、3つの「密」の回避などに向けた新たな取組に係る費用の一部を補助します。

【対象企業】売上が前年同月比20%以上減少した中小・小規模事業者、個人事業主

【補助上限額】50万円補助率2分の1

【支援内容】新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上高の維持や減少幅の縮小に資する取り組みに係る経費への支援

（想定される取組例） ・デリバリーサービスや弁当販売の開始 ・通販商品の開発
・「3密」を回避する予約システムの導入 等

【申請期間】5月8日から12月28日まで

【お問合せ先】新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター

☎028-632-5209（平日午前9時から午後5時まで）

■足利市

緊急経営対策資金

新型コロナウイルスの影響による一時的な業況悪化から、資金繰りに支障をきたしている市内の中小企業者（飲食業、サービス業等）の経営を安定させるため、緊急特別融資制度を創設。

【貸付限度額】400万円

【期間・利率】1年以内 1.4%

【返済方法】一括返済 又は 割賦元金均等償還（据置6ヶ月以内）

【保証料】全額補助

※借入金完済後に支払利子が全額補助されます。

【お問合せ先】足利市商業振興課 ☎0284-20-2159

■日光市

日光市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

人が密集することを避けるため、休業に協力いただいた事業者に対し一律10万円の協力金を支給します。

【対象休業期間】4月25日(土)から5月6日(水)までの全期間休業

【対象者】市内に事業所を有し、栃木県からの協力要請に応じて上記対象期間休業した市内で営業する事業者。

※県の対象とならない製造業であっても、日常的に観光客を対象とした土産物を販売している事業者（例：店舗を併設した製造業）は対象。

【支給金額】1事業者あたり10万円

【お問合せ先】日光市観光経済部 商工課商工業振興係 ☎0288-21-5136

■那須烏山市

那須烏山市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

県の要請等に応じて休業した施設を有する事業者に対し、県の支給する協力金に上乘せする形で、市独自の協力金を支給します。

【対象休業期間】4月29日(水)から5月6日(水)までの間休業した場合

【支給金額】1事業者あたり10万円

【お問合せ先】那須烏山市 商工観光課 商工振興グループ ☎0287-83-1115

■益子町

益子町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

益子町外から不要不急の来訪者による新型コロナウイルス感染症から町民の生命を守るため、自主的に休業要請に協力した益子町内で事業活動する事業者のうち、下記の者に対し協力金を交付。

【対象者】飲食業、宿泊業、陶器関連販売業、古美術販売業、土産物販売業、美術館業で一定条件をすべて満たす者

【対象休業期間】4月29日(水)～5月6日(水)の全ての日において、休業要請に協力した事業者

【支給金額】1事業者あたり10万円

【お問合せ先】益子町 産業建設部 建設課 ☎0285-72-8839

■塩谷町

塩谷町内の休業店舗に対する協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内の対象施設（店舗）の休業にご協力いただける事業者に対し支援金を支給。

【対象者】栃木県「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」対象事業者に準ずる事業者

【対象休業期間】令和2年4月27日(月)から5月6日(水)までの10日間を休業する事業者

【支給金額】1事業者あたり10万円

【お問合せ先】塩谷町産業振興課 商工観光担当 ☎0287-45-2211

各自治体の協力金制度については、他の市町においても実施が検討されております。

また制度融資利用の際の利子補給や保証料全額補助など市や町独自の支援も行われております。

【注】掲載した各支援策の内容は編集時点（本年4月下旬）の情報をもとにしております。その後の情勢により追加・変更が生じている可能性がありますので、ご活用の際には必ず最新の情報を確認ください。

中央会からのお知らせ

◇令和2年度 取引力強化推進事業の募集について

1. 目的

中小企業及び小規模事業者が経営力を向上し、収益を改善するためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、経営基盤の強化を目指した取引力の強化が不可欠です。

そこで、協同組合等の組合員である中小企業及び小規模事業者が、取引力強化促進を図る様々な取り組みに対し、本事業を通じて助成を行うものです。

2. 概要

(1) 補助対象となる事業内容

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業が対象となります。

【補助対象の一例】

① 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

② 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

③ ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業。

(2) 補助対象者

① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、構成員の2分の1以上が小規模事業者(※)であるもの

② 企業組合

③ 協業組合、事業協同組合連合会、商店街振興組合連合会、一般社団法人の構成員比率に関しては、中央会ホームページに掲載の公募要領をご確認ください。

(※) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人

(3) 補助率

補助対象経費総額（税抜）の3分の2を助成……補助上限額：50万円以内（下限10万円）

(4) その他

事業内容の詳細については、本会**事業管理部**までお問い合わせください。

また、本会HP「取引力強化推進事業のご案内」のページから、公募要領等をダウンロードすることができます。

本事業の申請書の様式もそちらに掲載されておりますので、併せてご覧ください。

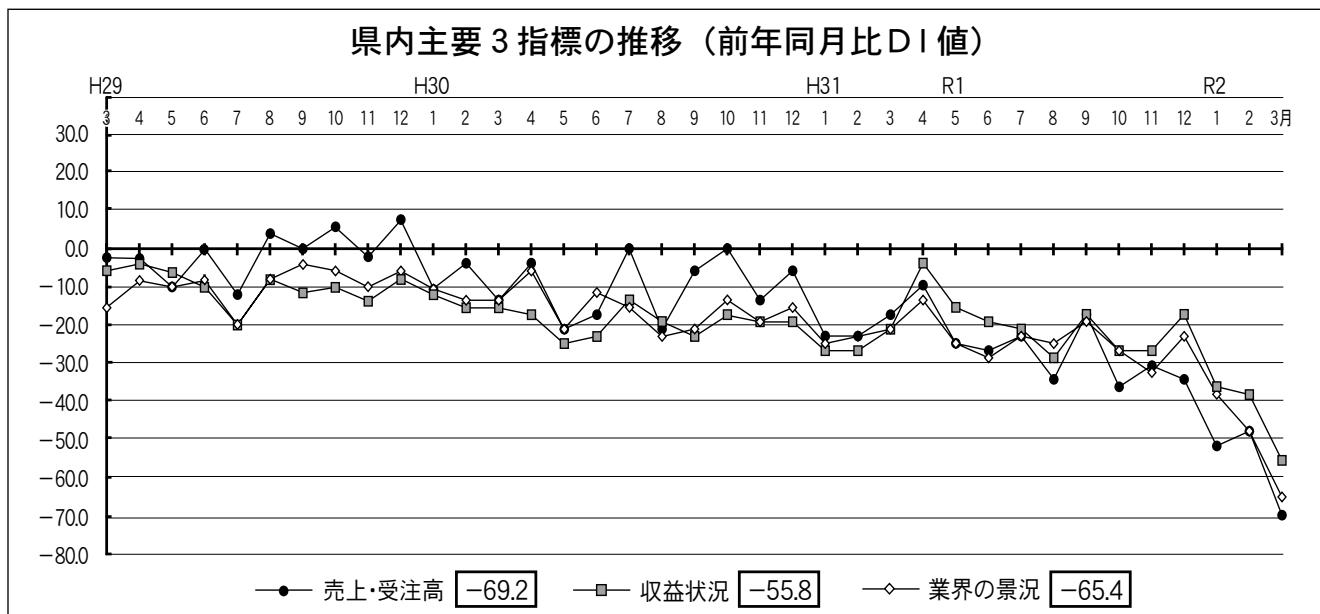
【お問合せ先】 栃木県中小企業団体中央会 事業管理部 石下・面曾

電話 028 (635) 2300 FAX 028 (635) 2302

HPアドレス <http://www.tck.or.jp/news1/pdf/20200424torihikiriyokukyouka.pdf>

情報連絡員報告 (令和2年3月分)

この報告結果は、栃木県中央会において設置している中小企業団体情報連絡員（中小企業組合（協同組合、商工組合等）の役職員52名に委嘱）による、所属組合の組合員企業の全体的な景況です。



概況

3月の前年同月比DI値は、前月の前年同月比DI値と比べ、9指標中「在庫数量」の1指標が上昇し、「売上高」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「設備操業度」「雇用人員」「業界の景況」の8指標が下降した。主要3指標はすべて下降し、特に「売上高」の-69.2ポイントは、平成23年以来の9年ぶりの厳しい数値である。

業種別の状況を見ると、下表のとおり、「売上高」は製造業で7業種中1業種が上昇、4業種が下降し、非製造業で6業種中3業種が下降した。「収益状況」は製造業で7業種中1業種が上昇、3業種が下降し、非製造業で6業種中1業種が上昇、3業種が下降した。「業界の景況」は製造業で7業種中2業種が下降し、非製造業で6業種中4業種が下降した。

いずれの業種も新型コロナウイルスの影響が大きくなっている。前月に引き続きイベントや会合の延期・中止が相次いでいる他、売上高の減少に伴い収益状況も悪化している。また、資材調達の困難化や操業時間の短縮等で影響があり、今後の資金繰りや受注を心配する声も上がっている。

【前月DI値差】

| | 売上 | 在庫 | 価格 | 条件 | 収益 | 資金 | 設備 | 雇用 | 景況 |
|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 食料品製造 | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | -25.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 繊維・同製品 | -25.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | -50.0 | -25.0 | -75.0 | 0.0 | 0.0 |
| 木材・木製品 | -25.0 | -50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 | -25.0 |
| 印刷 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 窯業・土石 | -50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | -25.0 | 0.0 | 25.0 | 0.0 | 0.0 |
| 鉄鋼・金属 | -75.0 | -25.0 | 0.0 | -25.0 | -25.0 | -50.0 | -25.0 | 0.0 | -25.0 |
| 一般機器 | 0.0 | 75.0 | 0.0 | 25.0 | 25.0 | -25.0 | 0.0 | -25.0 | 0.0 |
| 製造業 | -20.0 | 4.0 | 0.0 | 0.0 | -12.0 | -20.0 | -4.0 | -4.0 | -8.0 |
| 卸売業 | -33.3 | 33.3 | 0.0 | 0.0 | -33.3 | 0.0 | | 0.0 | -66.7 |
| 小売業 | 0.0 | 14.3 | -14.3 | -14.3 | -14.3 | -42.8 | | 0.0 | -28.6 |
| サービス業 | -50.0 | | -50.0 | -16.6 | -83.3 | -16.6 | | 0.0 | -16.7 |
| 建設業 | 0.0 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | 0.0 | 0.0 |
| 運輸業 | -50.0 | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | -50.0 | | 0.0 | -50.0 |
| その他 | 0.0 | | 0.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 | | 0.0 | 0.0 |
| 非製造業 | -22.2 | 20.0 | -14.8 | -7.4 | -22.3 | -22.2 | | 0.0 | -26.0 |
| 全体 | -21.1 | 8.6 | -7.7 | -3.9 | -17.3 | -21.2 | -4.0 | -1.9 | -17.3 |

【和洋菓子製造業】 大変厳しい状況が続いている。3月・4月は行事が多く、通常であれば菓子需要が高まる時期であるが、新型コロナウイルスの影響により非常に大きな打撃を受けている。

【あん類製造業】 新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出が自粛となったことから、店頭での土産物等の売上が減少したことに伴い、売上高減少や収益状況悪化等の悪影響が出始めている。

【酒類製造業】 組合員資格業種が廃業に追い込まれた組合員が出てくるなど、厳しい状況となっている。また、新型コロナウイルスの影響により、売上高減少及び収益状況悪化が引き起こされており、景況感も悪化している。

【縫製業】 新型コロナウイルスの影響が非常に大きく、5月以降の受注が例年の半分以下まで落ち込んでいる。3月生産分までは計画生産により順調に推移していたが、現在は全く予定が立てられない状況である。3月後半の週末は販売先が休日であり出荷ができなかったため、今後は在庫過多になる懸念がある。

【外衣・シャツ製造業】 先月同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から祭りやイベント等が自粛となった影響により、繊維業界全体が大きく落ち込んでいる。

【染色整理業】 売上高及び受注数の減少が著しく表面化してきた。長期生産の受注が減少していることに加え、新たな受注が見込めないなど、厳しい業況となっている。

【綱・網・レース・繊維粗製品製造業】 先月同様、国内外の繊維業界は新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、資材調達の困難化や加工工場の休業等により、組合員も取引先も業績悪化の一途である。そのような異常状態であるが、マスク資材（生地とゴム紐）が不足していることに伴い、その代用品としてレースが扱われることもあり、ごく一部ではプラス要因となっている。一刻も早く平常な日常・雰囲気を取り戻したい。

【家具・建具製造業】 新型コロナウイルスの影響により、売上高及び在庫数量が減少している。この傾向は今後さらに強まることが予想され、収益状況悪化や資金繰り悪化が懸念される。また、外国人材の来日が遅れていることから、生産ラインへの影響懸念が強まるなど、多くの組合員が今後の事業活動に悲観的な予想をしている。

【建具製造業】 動きの出る年度末であったため、売上高こそ増加したものの、新型コロナウイルスへの対応に苦慮しており、今後の大幅な業績低下が懸念される。また、同地域において同業者の倒産が相次ぐなど、全体的に厳しい状況が続いている。

【印刷業】 ニーズの変化、需要の停滞、過当競争、低価格、資材等の値上げなど厳しい経営環境に変わりはない。現時点では、定期刊行物に関しては新型コロナウイルスの影響は出ていないが、売上の大きな比率を占めているイベント告知関係や広告チラシ印刷物等でのキャンセルが出てきており、今後もこの傾向は継続が予想されることから、収益状況悪化等の懸念が強まっている。

【石灰製造業】 鉄鋼関係は減産傾向のため出荷減となった。肥料関係は昨年並みで推移した。建材関係は新型コロナウイルスの影響で工事物件がストップし始めたことに伴って減少となった。全体的には減少傾向となった。

【陶磁器製造業】 新型コロナウイルスの影響により、陶芸教室等が休みになったため、売上高が減少した。

【金属製品製造業】 家電関係のうちエアコンが季節的要因により減産となり、自動車関係が新型コロナウイルスの影響により減産となった。

【金属製品製造業】 新型コロナウイルスの影響等による売上低下・人件費増加・人手不足により、自動車部品関連・機械設備関連・プレス金型関連いずれも低下した。

【一般機械器具製造業】 新型コロナウイルスの影響が徐々に出てきており、今後のさらなる悪化が予想される。また、材料等の仕入の困難化も懸念される。

【一般機械器具製造業】 売上高がやや減少し、それに伴い収益状況もやや悪化した。資金繰りが悪化傾向にある組合員も出てきている。また、新型コロナウイルスの影響による日本経済全体の悪化も懸念されているため、今後も業況を引き続き注視していく必要がある。

【一般機械器具製造業】 新型コロナウイルスの影響により、取引先からの受注が減少し、売上高減少及び収益状況悪化が引き起こされている。

【一般機械器具製造業】 新型コロナウイルスの影響が大きく、大企業の操業短縮・停止等により、下請け・孫請けの中小・小規模事業者にとっては大変厳しい状況となっている。

【各種商品卸売業】 一部の組合員において、新型コロナウイルスの影響による売上高減少及び収益状況悪化がみられる。什器備品賃貸関係においては、新型コロナウイルスの影響でホテル・旅館業が苦境していることに伴い、大幅な売上高減少となつて

いる。建築・リフォーム関係においては、新型コロナウイルスの影響で中国工場が停止し、トイレ、ユニットバス、システムキッチン等が輸入されないうちに伴い、工事に遅れが出てきている。

【各種商品卸売業】 弁当仕出し関係では全体的に注文が減少している。水道設備関係ではトイレ、システムキッチン等の関連部品が入荷しないために工事の遅延が発生している。輸入家具販売関係では輸入家具の到着遅れ及び販売不振が発生している。食料品卸売関係では菓子業者への砂糖や小麦粉等の販売不振が発生している。

【食肉小売業】 新型コロナウイルスの影響により、ホテル・レストラン・居酒屋等において宴会等のキャンセルが相次いだことに伴い、食肉の売上高が減少している。また、学校給食の停止や事業者用弁当の販売不振等によっても売上高減少が発生しており、先行き不安が高まっている。

【中古自動車小売業】 新型コロナウイルスの影響により、海外輸出が軒並み停止となったうえ、販売店への人の動きも低下している。中古車オークションでは、買い手不在状況となったことで成約数が減少し、相場も下落している。高級車であっても値が付かない車両が出てくるなど、厳しい状況が続いている。今後、在庫の回転も鈍くなることが予想され、資金繰りへの不安が高まっている。

【各種商品小売業】 先月よりさらに新型コロナウイルスの影響が出てきており、飲食店の大幅な客数減少及び売上高減少が発生している。人通りも平常時より大きく減少している。

【各種商品小売業】 全体として3割以上売上高が落ち込んだ。日を追うごとに状況が悪化する一方である。

【花・植木小売業】 例年3月は、桃の節句、卒業式、結婚式、お彼岸といった一年で最もお花が使われる時期であるが、今年は関連行事・イベント等の中止や延期、縮小等により売上高が大きく減少した。新型コロナウイルス感染拡大による景気の低迷や資金繰り悪化が強く懸念される。

【美容業】 新型コロナウイルスの影響により、客数が減少している。衛生面で最善の注意を怠っていないが、マスクやアルコール消毒剤等の入手が困難になっており、事業活動に支障が出ている。

【自動車整備業】 繁忙期であったが、単価の減少により、売上高が減少した。雇用人員を増加したため、労務費及び固定費の増加が目立つ結果となった。

【旅館・ホテル】 新型コロナウイルスの影響により、宿泊関係は壊滅的な状況、宴会関係は95%ダウン、飲食店関係は70%ダウンとなっている。4月はさらなる業績悪化が現実視されており、大変厳しい景況が続いている。

【ビルメンテナンス業】 ビルメンテナンス業務において、定期清掃やレンタルマットなどの売上高が減少したため、全体的に減収減益となった。新型コロナウイルスによる売上高等への影響は、現時点では出ていない。

【給食センター】 新型コロナウイルスの影響等により、売上高が大幅に減少した。キャッシュフローについては、栃木県の制度融資等を活用して辛うじて保っているが、今後も新型コロナウイルスによる混乱が終息しないままであると、収益状況も資金繰りも悪化することが予想され、厳しい景況となっている。

【管工事業】 住宅設備製品の中国での生産依存度が高いことから、3月までは各事業者の在庫により対応できたが、4月以降は厳しい在庫状況が予想される。また、完成工事の遅れから、売上高減少も懸念される。

【内装工事業】 当組合の防災ラベル支給枚数からみると、カーテン用ラベルは10.1%減、敷物用ラベルは8%減、壁装用ラベルは7%減であった。4月の動きに期待している。

【一般貨物自動車運送業】 取引先よりマスクの着用及び手指のアルコール消毒を要請されているが、マスクもアルコール消毒剤も入手困難であり、物流業界全体の課題となっている。新型コロナウイルスの影響により、冷食ニーズの増加や原油価格の下落が一時的に好転材料となっているが、全体的には売上高が大きく減少しており、今後の先行き不安は高まっている。

【貨物軽自動車運送業】 引越し依頼は例年通りであったが、新型コロナウイルスの影響により、自動車関連や精密機械関連等の配達は激減した。一方、生鮮食品・菓子・ドリンク等の配達は増加した。全体的には景況感悪化しており、先行き不透明感が強まっている。

【一般貨物自動車運送業】 新型コロナウイルスの影響により、輸送の減少が発生している。

【一般乗用旅客自動車運送業】 40%~50%の売上高減少となった。日を増すごとに売上高は減少している。組合員の年齢層が高く、新型コロナウイルスの感染が非常に心配である。

【大谷石採石業】 観光事業に力を入れている組合員において、客数が激減している。また、マスク不足が深刻であるという声が多く聞かれた。

第14回

組合インタビュー「この人に聞く」

磯 明雄 さん（理事長） 栃木県安全施設業協同組合

栃木県安全施設業協同組合は、安全施設の施工及び維持管理業務を行っている組合です。

昨年12月には物品納入等に係る「官公需適格組合」の証明を取得するなど、活発に事業を展開されています。

今回は磯理事長に、組合設立の経緯や、人々の安全な暮らしを守るための活動状況、そして今後の展望について伺いました。



写真：磯理事長

——組合設立の経緯を教えてください。

当組合は平成7年4月に、安全施設（道路標示・区画線、道路標識等）の設計又は施工を行う18社により設立されました。それ以前は、任意団体である「栃木県安全施設業協会」として活動してまいりましたが、安全施設の施工だけでなく、安全性の調査・分析を行い行政へ提案すること、また各種修繕工事を年間契約による業務委託で受注することを目指し法人化したしました。組合員は設立当初から入れ替えはありましたが、現在も数に変化はなく18社で構成されています。

——「安全施設」とは具体的にどのようなものがあるのですか？

「安全施設」とは主に、道路標識や道路標示、自転車通行帯やカーブミラー、橋の防護柵（高欄）やガードレールなど、道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設のことです。あまり馴染みのない言葉かもしれませんが、私たちの生活に身近な存在で、車の運転、歩行や道路の横断といった日々の何気ない行動が安全にできているのですよ。

——私たちの日常生活でいつもお世話になっているものたちばかりなのですね。次に、組合の目指す「安全性」について教えてください。

我々の主な生業である「交通安全施設工事」は、先ほど挙げた安全施設の新設・更新・維持管理業務を担っています。私たちは人々の安全な暮らしを交通安全施設という観点から支える立場として、規格に適した強度・構造の製品を使用して、安全かつ正確に施工することにより、道路交通の安全性を高めていきたいと考えています。また、製品の経年劣化や事故等での損傷を的確に見極め、行政に適切な提案をすることにより安全性を担保していく責任があると考えています。

滋賀県の大津市で昨年5月に16名の園児が死傷する痛ましい事故が起きました。この事故をきっかけに、これまでに増して、交通安全施設の必要性が注目されています。本県でも主に通学路や大きい交差点のガードレールについて設置状況や安全性の確認作業を行いました。

——組合の共同事業について、どのようなことに取り組んでこられましたか。

これまでの実績としては、まず交通安全施設の点検調査業務の共同受注です。具体的には、県や市、県警本部からの発注で、管内の道路標識や道路標示、カーブミラー等の強度や損傷を調査点検することと台帳の作成業務ですね。また、約5年に1度、国交省の現況調査もあります。標識の根元やボルトの腐食がないか点検調査を行っています。

これらの共同受注している業務は、かつては大企業が全受注して下請け会社に配分していましたが、別途発注となり直接受注できるようになったため、以前に比べ、利益率が向上しました。

次に道路標識・カーブミラー・作業服・ヘルメット等の共同購買事業です。作業服は「まっ黄色」のカ

ラーで目立ちやすいのが特徴です。道路で見かけたことがある人も多いと思います。道路標識など高額なものは特にほぼ全員の組合員が共同購買を利用しています。やはり組合を通して買う方がお得ですからね。

最後に交通安全啓蒙事業です。県警本部と県に対し、組合のPRも兼ねて、交通安全の啓蒙グッズを寄贈しています。これまで制作されたグッズの一例としましてはマスクや車につけるステッカーですね。また、教育委員会からの依頼で光るアームバンドも制作し、スポーツフェスタで来場者に配布されました。



写真：設置工事の様子

——先般、「官公需適格組合」の証明を取得されましたが、詳しくお聞かせいただけますか？

昨年12月5日付で物品納入等に係る「官公需適格組合」の証明を取得しました。取得するきっかけは、官公庁からの調査業務の発注がほぼ終わり、次の発注時期までの業務を確保する必要があったためです。取得に当たっては中央会のご指導の下、内部体制及び規約等の整備を進め、今回無事に取得することができました。

官公需適格組合証明を受け、いわゆる国からの“お墨付き”を得たことで、組合を積極的にPRし、新たな調査業務の開拓を目指しています。しかし、今回の新型コロナウイルスの問題で、PR活動はほぼ不可能な現状なのでまだ利点を感じられていません。早い終息を願うばかりです。

——今後の見通しについてお聞かせください。

1つ目に点検調査業務の共同受注についてですが、これは入札で確保するしか方法がありませんので、非常に厳しい状況にあります。現在、当組合では、県警、栃木県及び宇都宮市の入札資格を有しており、一般競争入札に参加しています。今後は、新たに県内各市10か所に入札参加資格の申請を予定し、積極的に入札に参加していきたいと考えています。

2つ目に共同購買事業についてですが、こちらは従来の品目の他に、宇都宮市のLR T関連工事の材料販売が見込めると考えています。LR Tが開通するにあたって、標識や防護柵などの道路付帯工事が必要になる箇所が増えますからね。

——理事長の趣味、ハマっているものを教えてください。

ハマっているものといえば「大人の塗り絵」と洋楽を聞くことです。塗り絵はタブレットのアプリで、景色や動物まで、難易度も様々です。もともと絵は苦手ですが、中学生の時に栃木県美術展で特選を頂いたことがあります。その経験が今の趣味に繋がっているのかもしれません。

——最後に中央会に期待することを教えてください。

中央会に期待することは、異業種交流会等の別の切り口を模索する場所を提供していただきたいということです。既に開催されていると思いますが、なかなか業界ごとの考え方までは知る機会がなく、異業種の方とのつながりが薄いのが現状です。他の業界の方のお話、特に組合としての考え方や意見などを議論してみたいですね。異業種から学ぶことは多いと思いますので、是非期待しています。

——本日はありがとうございました。

| | |
|-------|---|
| 主たる事業 | 組合員の行う道路標示・区画線、道路標識等の設計施工又は調査業務の共同受注 |
| 事務所 | 〒321-3223 栃木県宇都宮市清原台1-6-11 TEL 028 (666) 6121 / FAX 028 (666) 6131 |
| 代表者 | 理事長 磯 明雄 |
| 組合員数 | 18名 |
| 組合員資格 | 建設業法に基づく許可を受けて、安全施設（道路標示・区画線、道路標識等）の設計又は施工を行う事業者 |

令和2年度 新商品等調達・販路開拓支援事業 (レッツ Buy とちぎ) の募集について

レッツ Buy とちぎとは…？

- ・新規性の高い優れた新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）で新たな事業分野の開拓に取り組む県内中小企業者を支援します。
- ・県の各機関が随意契約により当該新商品等の調達を可能とする※ことにより、新商品等の調達機会の拡大を図ります。（※県での購入を確約するものではありません。）
- ・県ホームページ・トライアル発注全国ネットワークへの掲載、リーフレットの作成・配布等によって広くPRするとともに、展示商談会への出展支援等を行うことにより、当該新商品等の販路拡大を図ります。

募集期間 令和2(2020)年4月24日(金)から
6月30日(火)まで(必着)

対象者 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であり、かつ、県内で新商品等を生産、提供又は開発した者

対象商品 販売又は提供開始後5年以内の新商品等注1
注1) 医薬品、防災用以外の食料品は、対象となりません。

審査基準 次の基準のすべてに適合する必要があります。
(1) 新規性：既存のものとは異なる新規性・独自性が認められるもの
(2) 有益性：技術の高度化や経営効率の向上、住民生活の利便の増進に寄与するもの
(3) 実現性：商品の生産方法や実施に必要な資金の額、その調達方法が適切なもの
(4) 公益性：認定に係る実施計画が公序良俗・関係法令に反していないもの

審査委員会 ・経営や技術に関する外部有識者等で構成する「事業可能性評価委員会」において審査を行います。
・審査は、申請書類の内容及び申請者のプレゼンテーションにより行います。
※審査日程については、決まり次第申請者宛て別途通知します。
※**新型コロナウイルスの感染状況により、実施方法を変更することがありますので、御理解・御了承いただきますようお願い致します。**

認定内容 ・審査基準をすべて満たす新商品等のうち、県の機関での用途が見込まれるものは「認定商品」となり、県の各機関における随意契約の対象となります。
・県の機関での用途が見込まれないものについては、「推奨商品」として、紹介用リーフレットの作成や県ホームページ等への掲載などのPRのみとなります。

有効期間 ・決定の日から3年を経過した年度末まで注1
(例) 決定日：令和2(2020)年8月1日→令和2(2020)年8月1日～令和6(2024)年3月31日
・申請により、有効期間から更に2年間の延長をすることができます。
ただし、延長後は、すべて「推奨商品(随意契約の対象とならないが、PRの対象となる商品)」として取扱われます。
注1) 「推奨商品」が推奨期間内(知事が指定した日から3年以内)に県の機関において用途が見込まれるものとなった場合は、「認定商品」として取扱います。

注意事項 ・申請に係る費用については、申請者の負担となります。
・申請商品について、産業財産権、品質、機能、安全性及び販売等に関して生じた問題の責任については、申請者が負うものとします。
・本事業への申請及び本事業の認定商品又は推奨商品となったことにより、申請者と第三者との間で生じた紛争等については、県は一切の責任を負いません。

応募方法 下記ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類を添付のうえ郵送又は持参により提出してください。

【ホームページURL】

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/shoukougyou/chuushou/letsbuy_gaiyou.html

【応募・問合せ先】 栃木県 産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当 (担当:古川)
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
TEL : 028-623-3198 FAX : 028-623-3945
E-MAIL : kougyou@pref.tochigi.lg.jp

3月には多くの組合が決算期を迎え、決算関係書類等の作成、総会の開催、行政庁への書類届出や税務申告等非常に多忙な時期となります。

中小企業組合の通常総会（総代会）については、中小企業等協同組合法第46条（総会の招集 ※以下、中協法という）及び中小企業団体の組織に関する法律第47条（準用）において「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない。」と規定されておりますが、今般の新型コロナウイルス感染の発生状況を踏まえ、感染拡大を防止するという観点から、総会（総代会）・理事会の開催方法及び定款で規定する時期に開催することが困難な場合についてのご相談が非常に多く寄せられております。

一例ですが、総会（総代会）に関して、書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を定款で定めている組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になるケースもございます。

ここで改めまして、総会（臨時総会）・理事会の運営上のポイントについて、今一度おさらいをしてみたいと思います。新型コロナウイルス感染対策の現状の中、多くの組合関係者から頂くご質問内容を勘案し、以下のとおり要点のみを取りまとめてみました。

5月も中旬に差し掛かったところではございますが、これから月末にかけて通常総会を予定されている組合や、4月以降が決算期で来月以降から通常総会を迎える組合、臨時総会・理事会を開催される組合の皆様にとって、少しでも参考になれば幸いです。

【議題その1】 ～総会と理事会は、みなし決議を行っても良いのか？～

多くの方が疑問に思われているこの件について、それぞれ次のとおり解説いたします。

《組合における総会では、みなし決議は認められません》

株式会社では会社法319条（株主総会の決議と省略）の規定にあるとおり、書面のやり取り（書面決議）のみで株主総会決議があったものとみなすことができますが、協同組合等については、根拠法である中協法に同様の規定がないことから、いわゆる「みなし総会」とすることが、原則認められておりません。

《理事会は、一定の条件を満たせばみなし決議が可能です》

理事会の決議については、中協法第36条の6第1項によると、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で行う旨の規定が前提となっております。しかし、平成18年の法改正により、同法36条の6第4項にもあるとおり、理事全員が書面又は電磁的記録により提案議案に同意した場合（あらかじめ通知されたものに限り）、理事会決議があったものとみなす旨を定款に定めることができるとされております。

ここで注意すべきことは、先述のとおり「定款に定めることができる」という点です。

つまり、中協法で理事会のみなし決議が可能であることを直接謳っているのではなく、実際には定款に規定する必要があるということです。言い換えると、定款にこの条文を規定し、理事全員の同意が得られれば、正式に理事会のみなし決議を実現することができることとなります。全国中小企業団体中央会より、この規定を含んだ最新の模範定款参考例が提示されておりますので、今後定款変更を予定されている方は、この件と併せて、一度全面的に再確認されることをお勧めいたします。

定款参考例については、栃木県中央会からもデータ等でご提供することができますので、気になる方はお気軽にお問合せください。

【議題その2】 ～書面又は代理人による議決権・選挙権の行使とは？～

組合員は、出資の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権及び選挙権は平等に一個与えられています。この権利は組合員の絶対的権利ですので、他人から奪ったり、差異等をつけたりすることは許されません。

このため、議決権や選挙権の行使は、本人出席によるもののほか、書面又は代理人による方法を取ることができることとなっています。しかし、この書面又は代理人による議決権及び選挙権の行使には一定の制限がありますので、次の点に注意して下さい。

《注意すべきポイント》

- 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使ができるのは、あらかじめ通知のあった事項に限られます。
- 代理人の資格は、組合員の親族、使用人又は他の組合員に限られます。
- 代理人は、定款において定めた代理しえる数を超えて組合員を代理できません。また、定款によっても4人を超えて代理することはできません。
- 代理人は、代理権を証する書面（委任状）を差し出さなければ権利の行使はできません。

その他、総会・理事会運営全般や事務手続き等につきまして、ご不明な点がございましたら、こちらもお気軽に本会までご相談頂ければ幸いです。

年 月 日

〇〇組合理事長 殿

組合員住所
氏 名 ㊟

委 任 状

私は〇〇〇〇を代理人と定め下記の権限を委任します。

1. 〇〇年 〇月 〇日開催の第〇回通常総会に出席し、議決権（および選挙権）を行使する一切の件

総会継続又は延期の場合も同じ

参考例1：代理権を証する書面（委任状）

年 月 日

〇〇組合理事長 殿

住 所
氏 名 ㊟

書 面 議 決 書

私は、〇〇年 〇月 〇日の第 〇回通常総会に都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使致します。

記

第1号議案 定款変更について
原案に 賛成する・反対する

第2号議案 決算関係書類承認について
原案に 賛成する・反対する

以上

参考例2：書面議決書

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方へ

栃木県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方を対象とした保証制度を取り扱っています。詳しくは、当協会ホームページをご覧ください。

保証制度の概要

■緊急災害短期保証制度

保証限度額：1,000万円／保証期間：1年以内

■危機関連保証

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：10年以内

対象要件：売上高の実績・見込が15%以上減少

添付書類：市町村長の発行する認定書

■セーフティネット保証（4号・5号）

保証限度額：別枠2億8,000万円

保証期間：運転10年以内、設備20年以内

対象要件：【4号】売上高の実績・見込が20%以上減少

【5号】売上高の実績・見込が5%以上減少

対象業種：【4号】保証対象業種【5号】指定業種

添付書類：市町村長の発行する認定書